

教育委員会定例会日程

令和2年（2020年）9月28日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第33号

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について (図書館)

日程第2

議案第34号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (図書館)

日程第3

議案第35号

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について (図書館)

5 協議事項

(1) ICTを活用した教育の基本的な考え方について (資料1 教育指導課)

6 報告事項

(1) 学校施設開放について (資料2 教育総務課)

7 閉 会

議案第 33 号

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則について、議決を求める。

令和 2 年 9 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規
則

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例（平成31年小田原市条例第19号）
附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年10月19日とする。

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

[制定理由]

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定めるため制定する。

[内 容]

小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例（平成31年小田原市条例第19号）附則ただし書に規定する規定（小田原市立小田原駅東口図書館を設置する内容の改正規定）の施行期日は、令和2年10月19日とすることとする。

議案第 34 号

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 9 月 28 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第4条」を削り、「貸出等（第5条～第13条）」を「貸出し等（第2条～第10条）」に、「第14条～第16条」を「第11条～第13条」に、「会議室等」を「集会室等」に、「第17条・第18条」を「第14条・第15条」に、「第19条～第22条」を「第16条～第18条」に改める。

第1条中「第7条」を「第13条」に改める。

第2条から第4条までを削る。

「**第2章** 図書館資料等の貸出等」を「**第2章** 図書館資料等の貸出し等」に改める。

第2章中第5条を第2条とし、第6条から第8条までを3条ずつ繰り上げる。

第9条中「館長に」を削り、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条から第13条までを3条ずつ繰り上げ、第3章中第14条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第16条中「第14条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

「**第4章** 会議室等の使用」を「**第4章** 集会室等の使用」に改める。

第4章中第17条を第14条とし、第18条を第15条とし、第5章中第19条を第16条とし、第20条を第17条とする。

第21条を削り、第22条を第18条とする。

附 則

この規則は、令和2年10月19日から施行する。

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市図書館条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 休館日等の規定の削除（旧第2条～旧第4条及び旧第21条関係）

小田原市図書館条例が一部改正され、図書館の休館日、開館時間、入館の制限等に係る事項が条例で定められることに伴い、これらの事項に係る規定を削除することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

小田原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市図書館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第8号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 図書館資料等の貸出し等（第2条～<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 自動車文庫による貸出し（第11条～<u>第13条</u>）</p> <p>第4章 <u>集会室等の使用</u>（第14条・第15条）</p> <p>第5章 雑則（第16条～第18条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）<u>第13条</u>の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 図書館資料等の貸出等（第5条～<u>第13条</u>）</p> <p>第3章 自動車文庫による貸出し（第14条～<u>第16条</u>）</p> <p>第4章 <u>会議室等の使用</u>（第17条・第18条）</p> <p>第5章 雑則（第19条～第22条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）<u>第7条</u>の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第2条 <u>図書館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>(3) <u>特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員</u></p>

会』という。)が定める日

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、視聴覚コーナーに係る開館時間は、全ての開館日において午前9時から午後5時までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を伸縮することができる。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は人の迷惑となる物品を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

第2章 図書館資料等の貸出し等

(閲覧等の方法)

第2条 (略)

第2章 図書館資料等の貸出等

(閲覧等の方法)

第5条 (略)

(図書資料の複写)

第3条 (略)

(貸出しの対象)

第4条 (略)

(貸出券の交付)

第5条 (略)

(貸出しの手続)

第6条 前条の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を提示しなければならない。

(届出の義務)

第7条 (略)

(貸出しの数及び期間等)

第8条 (略)

2 (略)

(貸出しの制限)

第9条 (略)

(貸出しの停止等)

第10条 (略)

第3章 自動車文庫による貸出し

(貸出しの対象)

第11条 (略)

(図書資料の複写)

第6条 (略)

(貸出しの対象)

第7条 (略)

(貸出券の交付)

第8条 (略)

(貸出しの手続)

第9条 前条の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を館長に提示しなければならない。

(届出の義務)

第10条 (略)

(貸出しの数及び期間等)

第11条 (略)

2 (略)

(貸出しの制限)

第12条 (略)

(貸出しの停止等)

第13条 (略)

第3章 自動車文庫による貸出

(貸出しの対象)

第14条 (略)

(貸出数の制限)

第12条 (略)

(届出の義務)

第13条 第11条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

第4章 集会室等の使用

(使用の手続)

第14条 (略)

(使用の禁止)

第15条 (略)

第5章 雑則

(寄贈等の取扱)

第16条 (略)

2 (略)

第17条 (略)

(実施細目)

(貸出数の制限)

第15条 (略)

(届出の義務)

第16条 第14条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

第4章 会議室等の使用

(使用の手続)

第17条 (略)

(使用の禁止)

第18条 (略)

第5章 雑則

(寄贈等の取扱)

第19条 (略)

2 (略)

第20条 (略)

(損害賠償)

第21条 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情によるものと認めた場合は、この限りでない。

(実施細目)

第18条 (略)

第22条 (略)

議案第 35 号

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和 2 年 9 月 28 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則

小田原市図書館協議会規則（昭和38年小田原市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第13条」に、「図書館協議会委員（以下「委員」という。）の協議会」を「図書館協議会（以下「協議会」という。）」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

協議会に委員長及び副委員長1人を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

附 則

この規則は、令和2年10月19日から施行する。

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市図書館条例の一部改正に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 小田原市図書館条例の一部改正に伴う規定の整備（第1条関係）

小田原市図書館条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 2 年 1 0 月 1 9 日

小田原市図書館協議会規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

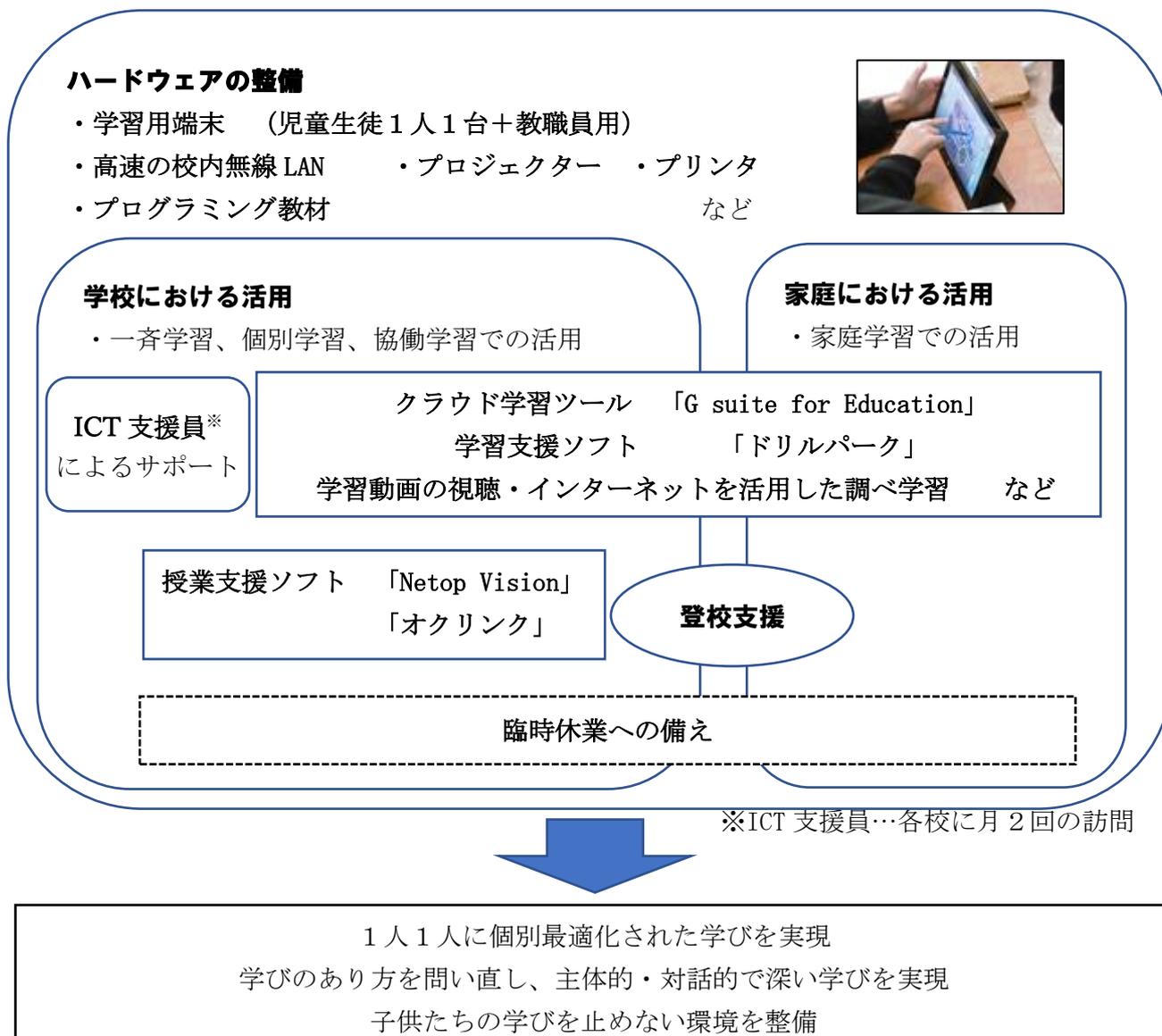
○小田原市図書館協議会規則（昭和38年小田原市教委規則第7号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）<u>第13条</u>の規定に基づき、<u>図書館協議会（以下「協議会」という。）</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 <u>協議会に委員長及び副委員長1人を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）<u>第5条</u>の規定に基づき、<u>図書館協議会委員（以下「委員」という。）の協議会</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第2条 <u>協議会運営のため委員の互選により委員長及び副委員長各1名をおく。</u></p> <p>2 (略)</p>

ICT を活用した教育の基本的な考え方

国の GIGA スクール構想に基づき、小田原市では令和 3 年 4 月から、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末と校内の高速大容量無線 LAN を運用する。本格的な運用を開始するにあたり、ICT を活用した教育をどのように進めていくのか、基本的な考え方を整理していく。

1 ICT 活用のイメージ



2 ICT活用の内容

(1) 学校における活用

一斉学習、個別学習、協働学習などの場面で活用する。

ア G suite for Education

Google が教育機関向けに提供しているクラウド学習ツール。文書作成や発表資料、表計算、データの保存、ビデオ対話などの様々なソフトウェアがある。

「Classroom」では、課題の配付・回収など、教員や児童生徒がオンライン上でコミュニケーションを図ることができる。

イ ドリルパーク

小学校は4教科、中学校は5教科に対応した個別学習ソフトウェア。児童生徒一人一人の進度に応じて学習でき、教員はその状況を把握し、指導に生かしていく。

ウ Netop Vision

教員が児童生徒の端末と画面を共有したり、モニタリング、画面のロック等したりできる授業支援ソフトウェア。教員は児童生徒の学習状況を把握するとともに、画面へ集中させることで、授業をスムーズに進行できるようにする。

エ オクリンク（小学校のみ）

簡単な操作で児童が自分の考えや調べたことなどの発表資料を作成するための授業支援ソフトウェア。作成した資料を児童同士で互いに送り合うこともできる。意見交換や発表に活用し、協働での学習の充実を図る。

オ eboard

NPO 法人 eboard が運営する無料学習サイト。小学校は算数・漢字、中学校は国語・社会・数学・理科・外国語の学習動画やデジタルドリルがある。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

カ NHK for school

NHK が教育向けに運営している学習サイト。様々な学年・教科の番組や動画などがある。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

キ 教科書のQRコード

教科書に記載されてQRコードを学習用端末で読み取り、説明や音声、動画を視聴する。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

(2) 家庭における活用

学習用端末の持ち帰り等により、家庭学習においてもICTを活用する。

ア 「ドリルパーク」による個別学習

イ インターネットを活用した調べ学習

ウ 学習動画の視聴による予習・復習

など

(3) 登校支援における活用

校内支援室や教育相談指導学級等で児童生徒とのコミュニケーションや学習のサポートに活用する。

(4) 臨時休業等における活用

児童生徒が登校できない状況となった場合でも学びを止めないためICTを活用する。

- ア 児童生徒や保護者とコミュニケーションをはかる手段として活用
- イ 学習課題の配付・回収や学習状況の把握に活用
- ウ 公・民間の既存コンテンツの積極的な活用

(5) 情報活用能力の育成

- ア 児童生徒の発達段階に応じた系統的な育成
- イ 情報モラル教育の充実

3 教育委員会の取組

(1) 学習コンテンツの充実

- ア 学習支援ソフトのさらなる整備
- イ 授業で使用する教材を教員間で共有する仕組みの構築

(2) 家庭学習の充実に向けた支援

- ア 必要性や児童生徒の発達段階に応じた学習用端末の整備
- イ 通信環境のない家庭に対する支援

(3) 教員の研究・研修

- ア 教育研究所の共同研究での研究を実施
- イ 異動者研修会、各校で計画的な研修の実施

(4) ICT支援員の配置

- ア ICT支援員の学校訪問による教員のICT活用支援

(5) 検証体制

- ア ICTの活用状況の把握
- イ 教育ネットワークシステム検討会において、活用推進の検討



令和3年度
スタート！

新しい学び方で、 より深い学びを。 GIGAスクール構想の実現

小田原市の
小中学校も

児童生徒
1人1台の
学習用端末を整備

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台の学習用端末（PCやタブレット）と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びや、創造性を育む学びを実現していこうとするものです。

社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなり、さらに、今後、技術革新がますます加速する時代を生きている子供たちにとって、学習用端末は特別なものではない、学習に欠かせない「道具」となります。

ICT環境の整備は「目的」ではなくあくまで「手段」です。ICT機器の活用と、これまでの学校の教育実践を「かけ算」し、子供たちの学び続けようとする意欲や豊かな創造性、様々な人と協働しながら課題を解決する力などを育てていきたいと考えています。

問合せ先：小田原市教育委員会教育指導課 ☎0465-33-1730

GIGAスクール構想がめざすもの

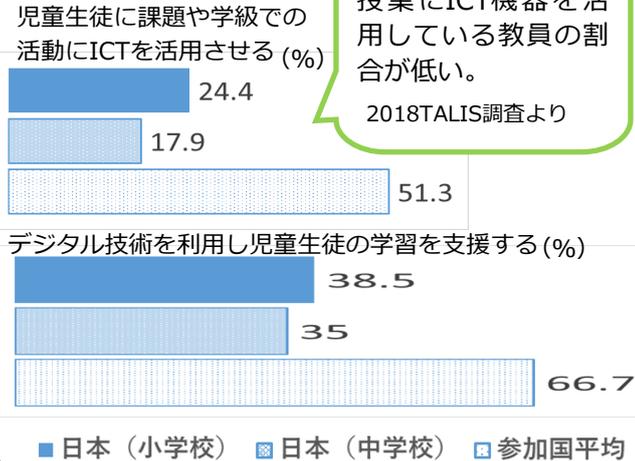
Global and Innovation Gateway for All

国で進めているGIGAスクール構想。

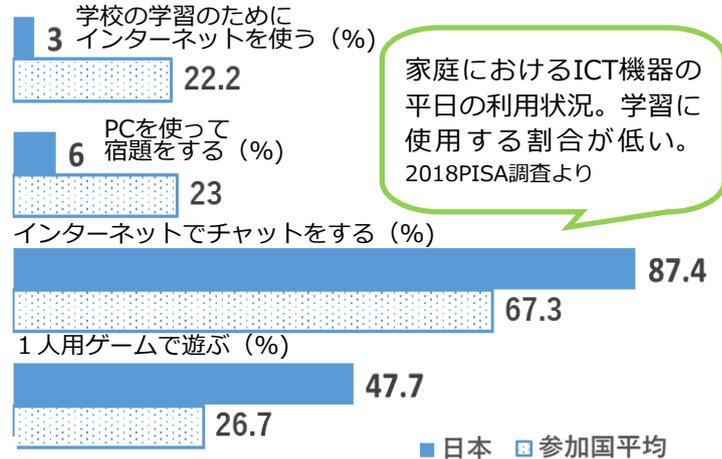
何をめざして、具体的に学校での学びはどうかわかっていくのでしょうか。

OECD諸国と比較した日本の小中学生のICT活用の現状

【学校】



【家庭】



児童生徒1人に1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備します！

ICT環境整備の抜本的充実

これまでの学校の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図って、児童生徒の力を最大限に引き出せるようにします！

デジタルならではの学びの充実

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、児童生徒一人一人に公正に個別最適化され、**資質・能力を一層確実に育成**できるICT環境を実現します！

より深い
学びへ

一斉の学習では

子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に。



新しい
学び方に

個別の学習では

それぞれが同時に別々の内容を学習。一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に。



新しい
学び方に

協働の学習では

一人一人の考えをお互いにリアルタイムに共有。子供同士で、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にふれることができるように。



小田原市では、国の進めるGIGAスクール構想のもと、児童生徒1人1台の学習用端末や校内の高速無線LAN環境を整備します。

こうなる！ 小田原市のICT教育①

Global and Innovation Gateway for All



児童生徒1人1台端末

児童生徒は授業で、ノート型のChromebookを使用します。

高速無線LAN環境

1人1台の学習用端末を利用した場合でも、校舎や体育館でストレスなく使うことができる無線LAN環境を整備します。

Q1 「Chromebook」って何ですか？

A1 「Chromebook」は一般的なPCと異なり、本体にソフトウェアをインストールせず、インターネット上でソフトウェアを利用する新世代のPCです。ソフトウェアをインストールしないので、電源を入れてから立ち上がりや外部からのセキュリティリスクを低減できることが特徴の一つです。本体価格や運用にかかる費用を抑えることもできます。

Q2 プログラミング教育はどのように進めていくのですか？

A2 令和元年度から小学校でのプログラミング教育が必修になりました。論理的な思考力を育てることが目的です。新しい教科としての導入ではなく、算数や理科など既存の教科の中で論理的な思考力を育てていきます。令和3年度からは学習用端末やプログラミング教材「アーテックロボ」などを活用していきます。ICT機器を利用しないで学習する内容もあります。

こうなる！ 小田原市のICT教育②

Global and Innovation Gateway for All

小田原市では、ICT環境を活用し、学習者主体の授業を実践します。

児童生徒の「もっとやりたい!」「知りたい!」「聞いてみたい!」を育てます。

個別学習での活用

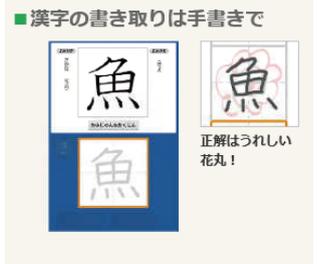
一例として

デジタル教材や個別学習ソフトウェアなどを活用し、自分の疑問について深く調べたり、自分に合った進捗で学習したりします。また、一人一人の学習履歴を教員が把握し、個々の理解や関心の程度に応じた学習ができるよう取り組んでいきます。

個別学習ソフト「ドリルパーク」を導入します

一人一人の学習の進捗等に応じて個別に学習できるソフトウェアで、解答は自動採点されます。教員は児童生徒の個別の学習状況を把握し指導にいかします。

小学校は4科目(国語・社会・算数・理科)、中学校は5科目(国語・社会・数学・理科・英語)に対応しています。



協働学習での活用

一例として

子供たち同士の意見交換や発表に学習用端末を活用し、お互いを高め合う学習の充実を図ります。テキストや動画で表現や考えを記録・共有したものを何度も見直したり、話し合ったりしながら、新たな表現や考えに気付けるよう取り組んでいきます。

授業支援ソフト「オクリンク」を導入します

自分の考えをカードに記入し、そのカードを並べ変えたり、つなげたりしてプレゼンテーションできるソフトウェアです。ペイントやテキストだけでなく、画像や映像などを使って表現することができます。作ったカードを友だちや教員に送ってお互いに確かめあったり、協働で発表資料を作ることもできます。

この他にも、Googleが提供する教育支援ツール「G Suite for Education」も活用します。オンライン上で 文書処理・表計算処理・発表資料の作成、ビデオ対話等のソフトウェアが使用できます。

児童生徒は「G suite for Education」にログインして学習用ネットワークを使用します。ログイン時のアカウントは学校から児童生徒に配付します。

Q A

Q3 自分の手で書いて覚えることや、教科書や本を読んで調べることも必要では？

A3 学校での学習全てにICT機器を活用するわけではありません。インターネットだけではなく、本や図鑑、辞書などで調べることや、実物をよく観察してその様子を鉛筆で書く活動も大切です。これからの学校の学習では、従来の学習方法とICT機器を活用した学習のそれぞれの良さをいかしていくことが必要です。学校の授業では、どの場面で端末を使うと効果的なのか、見通しをもって計画的に進める必要があると考えています。

Q4 学習用端末を長時間使用することによる健康面での影響が心配です。

A4 端末のディスプレイを長時間見続けることで、目の疲労・肩こり・倦怠(けんたい)感などが表れやすくなり、視力の低下などにつながる可能性が高まると懸念される方もいらっしゃると思います。これらの健康面への影響は医学的な研究が進められていますが、学校では児童生徒がディスプレイを長時間見続けることのないよう配慮し、正しい姿勢で使用できるよう指導していきます。

学校施設開放について

1 6月10日時点の状況

(1) 学校施設（グラウンド・体育館等）開放の再開

令和2年（2020年）7月1日（水）から

(2) 留意事項

・使用者の感染予防対策の徹底

「密閉空間・密集場所・密接場面」を徹底的に排除するとともに、感染予防対策を徹底すること。

・使用後の消毒

使用した設備（机、イス、その他の器具や照明スイッチ等）について、手に触れた箇所を中心に、使用者が消毒を行うこと。

2 8月18日時点の状況

施設の使用を学習活動に限定することで、児童生徒への感染リスクを極力軽減するため、学校施設開放の一時中止を決定した。

(1) 学校施設（グラウンド・体育館等）開放の一時中止

令和2年（2020年）8月24日（月）から当面の間

3 9月4日時点の状況

地域の感染状況や学校再開後約2週間の学校の状況等を踏まえ、再開を決定した。

(1) 学校施設（グラウンド・体育館等）開放の再開

令和2年（2020年）9月7日（月）から

【参考】

6月							7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
										1	2	3	4							1							
							5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
							12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
							19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
							26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
														30	31												

学校施設開放の中止期間

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省発出）の改訂経過	
Version 1	令和2年（2020年）5月22日
Version 2	令和2年（2020年）6月16日
Version 3	令和2年（2020年）8月6日
Version 4	令和2年（2020年）9月3日